

「食品ロス削減機運醸成事業」仕様書

1. 事業名

食品ロス削減機運醸成事業

2. 事業目的

大阪府では、これまで事業者や市町村等と連携した食品ロス削減の取組を進め、府民に対する啓発を実施してきたところである。

食品ロスの発生要因は多様であり、府民各々の状況にあった啓発が重要であるとともに、印刷物による啓発だけでなく、より効率的かつ効果的に大多数の人に啓発するため、オンライン上による PR が特に重要である。

本事業は、学校現場等で教材として活用できるとともに、自宅学習でもオンライン上で楽しく学ぶことができるポータルサイト（デジタルコンテンツ）等を制作し、それらを効果的に情報発信することによって、食品ロス削減の機運醸成を図り、児童等の自発的な行動につなげることを目的として実施する。

3. 契約期間

契約締結日から令和4年3月22日（火）まで

4. 委託上限額

2,934,000円（税込） ※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 委託事業内容

（1）食品ロス削減に関するポータルサイト等の制作・運用業務

- ・小学校高学年を対象に、以下を含めて①②を作成すること。
- ・社会科や家庭科など授業科目に関連しやすい内容で、環境・社会・経済への影響などの広い視点な内容と、学校給食や家庭での食事など児童等に身近な内容を盛り込むこと。
- ・教職員等が実施時間に応じて、各ツールを自由に組み合わせて活用しやすいものとする。

① 食品ロス削減に関するポータルサイトの制作・運用

- ・自宅学習でも食品ロス削減を、オンライン上で楽しく学べる仕様とすること。
- ・発注者においても編集・更新作業しやすいポータルサイトとし、専門知識のない職員でも理解できる内容で編集・更新マニュアルを作成すること。

② 食品ロス削減に関する教材ツールの作成

- ・学校現場等で食品ロス削減に関する授業が行える教材ツールを電子データで作成すること。
（例）説明用スライド、ワークシート、指導用の手引き など
- ・体験型ツールも重要なことから、ネットやPC環境が整っていない学校現場等で活用できるクイズ・ゲーム形式などの紙媒体のものを作成すること。

(例) Yes/No チャートを用いたゲーム、すごろく など

- ・完成した電子データの成果物については、①のポータルサイトに掲載すること。

【提案事項】

- ・小学校高学年を対象として授業科目に関連させ、環境・社会・経済への影響などの広い視点の内容と、学校給食や家庭での食事など児童等に身近な内容を盛り込むことについて提案すること
- ・教職員等が実施時間に応じて、各ツールを自由に組み合わせて活用しやすいものについて提案すること

① 食品ロス削減に関するポータルサイトの制作・運用

- ・自宅学習でも食品ロス削減を、オンライン上で楽しく学べる仕様について提案すること
- ・全体の構成や企画、デザインについては、閲覧者を引きつけ、ポータルサイトへの再訪を増やす工夫について提案すること
- ・ポータルサイトの編集・更新作業がしやすい仕組みについて提案すること
- ・維持・管理（保守・メンテナンス等）にかかる費用が安価になる仕組みについて提案すること

② 食品ロス削減に関する教材ツールの作成

- ・学校現場等で食品ロス削減に関する授業が行える電子データの教材ツールの作成について提案すること
- ・紙媒体の体験型ツールの作成について提案すること

(2) (1) を用いた現場での試行的な実施

- ・(1) を用いた学校現場等で講座などを、試行的に実施すること。
(例) 小学校や子ども食堂等での出前講座の実施 など

【提案事項】

- ・(1) を用いた現場での試行的な実施について提案すること

(3) (1) の周知・PR

- ・(1) が活用されるよう、学校現場等に周知・PRを行うこと。
(例) 広告用電子チラシの作成 など

【提案事項】

- ・(1) が活用されるよう、学校現場等への周知・PRについて提案すること

6. 事業スケジュール

日時	事業内容
令和3年6月下旬	・事業開始
令和3年10月15日まで	・(1) ポータルサイト、教材ツールの素案完成
}	・発注者と協議のうえ素案を修正

令和3年12月15日まで	・(1) ポータルサイト、教材ツールの案完成
令和4年2月10日まで	・(2) 現場での試行的な実施完了
↳	・発注者と協議のうえ必要に応じて(1)を修正
令和4年3月1日まで	・(1) ポータルサイト公開、教材ツールの完成版を掲載
令和4年3月22日まで	・(3) の周知・PR実施完了 ・成果物納品、事業終了

7. 委託事業の実施上の留意点

(1) 経費について

- ・本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

- ・本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、主演者等の確保、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

(3) 機器の調達・ポータルサイトの仕様等について

【機器の調達】

- ・事業の実施にあたっては、レンタルサーバー、パソコン等必要な関連機器は、受注者において用意し、レンタルサーバーの利用期間は1年とすること。

【仕様】

- ・契約終了後にポータルサイトの運用主体の切替があった場合も、新たなページの追加など編集が可能な仕様とすること。
- ・クライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- ・公開するコンテンツについては、インターネットを介して可能な限り多くのブラウザで閲覧可能なものとする。
- ・モバイルファーストの考え方を基本とし、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル端末画面でも見やすく、わかりやすく、利用者にとって使いやすいものとする。
- ・アクセス件数の集計、分析を行う機能を備えること。なお、アクセス件数データは、発注者においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できるようにすること。

【管理・運用等】

- ・受注者は、常時安定した情報の発信・更新が可能な環境を維持するため、サーバー、パソコン等関連機器の十分な保守管理を行うこと。また、ドメイン及び SSL サーバー証明書を取得し、利用期間を1年とすること。
- ・本業務の契約が終了となる場合（契約解除により終了する場合を含む。）には、レンタルサーバー等の使用に関する権限を大阪府に移管すること。
- ・ドメイン名、レンタルサーバー、SSL サーバー証明書については、大阪府名義とすること。
- ・システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ・定期的にバックアップ等を行い、障害が発生した際に最新の状態に復元できるようにすること。

(4) その他

- ・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定すること。
- ・提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その事業開始内容の最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。
- ・大阪府への信頼を損なわないよう、性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現を使用しないなど、細心の注意を払うこと。また、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・学校現場への周知については、府が協力する。

8. 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- ・事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。
- ・過去に本事業（ホームページの制作等）と類似した事業の履行実績を有している場合は、事業実績申告書に明記すること。
- ・契約期間全体を通じて、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続的に維持されていること。

【提案事項】

- ・事業実施体制及び人員について提案すること
- ・本事業と類似した過去の業務の実績を明記すること
- ・契約期間内の全体スケジュール（(1) から (3) にかかる業務）について提案すること

9. 委託事業完了後、発注者へ提出するもの

- ・受注者は、事業終了後、5. 委託事業内容、8. 委託事業の実施上の留意点に示す内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを令和4年3月22日までに発注者に納品すること。（詳細は別途協議とする。）

(1) 事業完了報告書

- (2) ポータルサイトの設計書
- (3) ポータルサイトの発注者向けの編集・更新マニュアル
- (4) ポータルサイトの開発したプログラム 一式
- (5) 教材ツールの電子データ 一式
- (6) 紙媒体の体験型ツール 一式
- (7) その他発注者が指示するもの

【納品形態】

- ・(1) は正副1部ずつ納品すること
- ・(2) (3) 及びその他関係書類を、A4版を基準として各1部提出すること。また、その電子データ及び(4) (5)、その他電子データをCD-R又はDVD-Rにより1部提出すること。
- ・(6) は、発注者と協議のうえ、必要な部数を紙媒体で納品し、その電子データは上記電子データと併せて提出すること。

10. 委託事業の実施状況の報告

- ・受注者は、契約締結後、必要に応じて、本事業の実施状況を書面により発注者に報告すること（報告様式自由）。
- ・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・発注者は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

11. 書類の保存

- ・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

12. その他

- ・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。